

業界横断

EPA原産資格調査に関する 運用マニュアル (概要編)

EPAとは？

特定の国や地域同士が、貿易・投資・人の移動などの幅広い経済関係の強化を目的として結ぶ、「経済連携協定（Economic Partnership Agreement）」です。

EPAを利用することで、輸入時の関税を減免できる可能性があります。

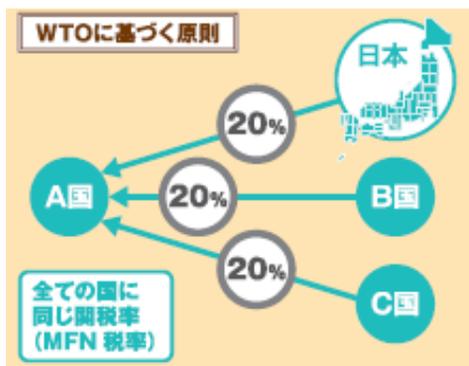
関税とは？

- 輸入品に課せられる税金のことで、輸入国税関が税率を設定
- その国が守りたい産業に対してより高い関税をかけることで、自国の産業を守る役割がある（例：日本ではお米の関税が高く設定されている）
- WTO加盟国間では、どこの国から輸入されたものであっても、同率の税率を課すことが原則となっている

EPAを利用すれば関税が安くなるとは？

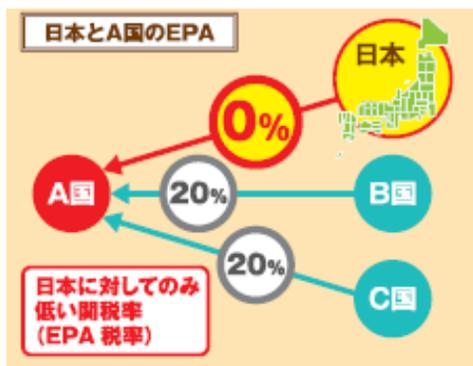
- EPAを結んでいる国からの輸入に対しては、特別に低い税率を設定している
 - →EPAを利用することで、関税を下げることができる ※
 - →締約国間の貿易が促進され、経済関係の強化という目的が達成される
- ※ ただし、全ての品物に対して安い税率が設定されているわけではないため、対象かどうかの確認が必要

EPAを利用しない場合（通常の輸入）



みかん100万円分をメキシコに輸入
関税率 : 20%
支払うべき関税額 : 20万円

EPAを利用した場合（EPA税率が適用）



日メキシコ協定を利用すると・・・
関税率 : 0%
支払うべき関税額 : 0円

出典：経済産業省「入門ガイド 貿易のコスト削減 ～トクするFTA 活用法～「EPAのメリットについて」を基に加工して作成
(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8338629/www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/pamp_hlet201304_japanese.pdf)



Question

輸入のときにメリットがある！ということは・・・



輸出はしているけど、輸入者が関税を支払っているから当社には関係ない！



国内でものづくりをして国内のお客さんに販売しているだけなので、当社には関係ない！

＼本当にそうでしょうか？？／

輸出をしている企業の方 3ページへ

ものづくりをしている企業の方 4ページへ

輸出をしている企業の方のメリット



輸出者にとってもメリットがあるの??

輸出先の国、すなわち海外の顧客や現地法人、販売代理店で輸入をする際に、EPAを利用して関税を減免できる可能性があります！

利用シーン1 グループ会社間の海外現地法人向けに、定期的に日本から輸出をしている 輸入者のコスト削減⇒利益UP

- 輸入国における関税の支払額が削減できれば、グループ全体の利益増加に！

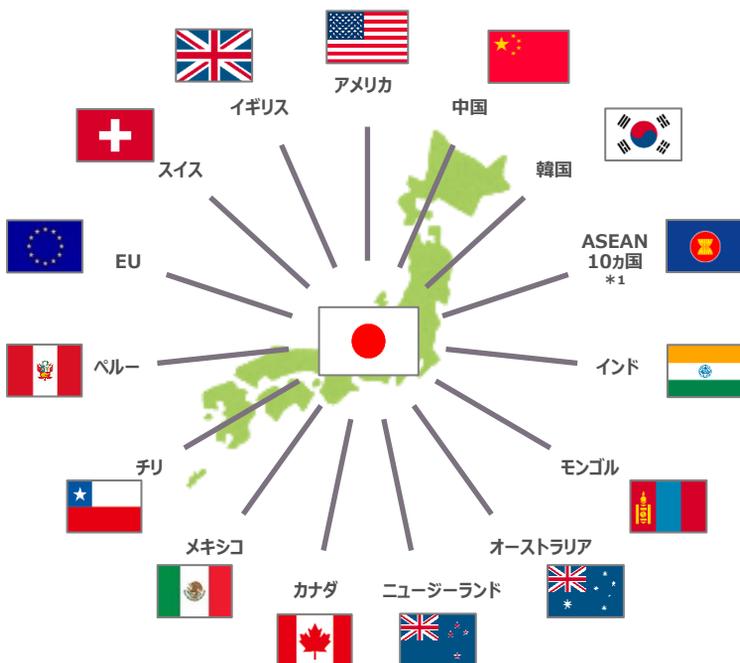


利用シーン2 グループ会社間外の海外の顧客や販売代理店向けに、日本から輸出をしている

- 輸入コストが下がることで、より現地マーケットに適した価格設定が実現でき、現地品や他の海外製品に対する競争力がUPするかも！
- または、現地の販売代理店の利益が増えて、受注量も増えるかも！
- 輸入者からの値引き交渉への代案に！
- 輸入者への販売価格を少し値上げできるかも！？



【利用できる国（日本とEPAを締結している国）2022年9月時点】



1 ASEAN10カ国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

*シンガポールはEPAを使わずとも、既に輸入関税がほぼすべての品目において無税（一部有税品あり）のため、適用について考える必要はありません。

いずれの国も、すべての品目の関税が減免されるわけではなく、一部減免の対象外の品目もあるので、まずは自分の輸出する品物がEPAを適用してメリットがあるかどうかを調べる必要があります。

ものづくりをしている企業の方のメリット



輸出入をしていない製造会社にとってもメリットがあるの？

自社が生産した産品が、そのまま、若しくは別の製品に組み込まれて（材料として使用されて）海外へ輸出されているケースがあります。

輸入者がEPAを利用して関税の減免を受けるためには、その製品が「日本産」であることの証明が必要となり、その証明手続きを皆さんが担うことになります。

え・・・証明するのはいいけど、手間だけかかって何のメリットもないですよね？と思われた方

利用シーン1 自社が生産した品物が、商社など他の会社を経由して輸出されている

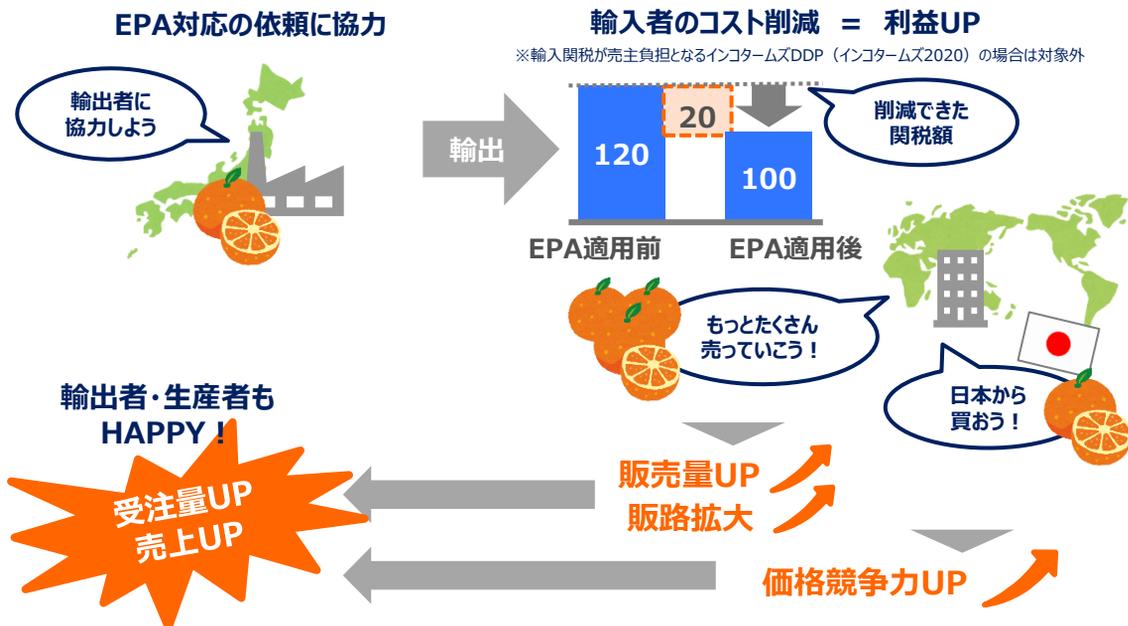
買い手（輸入者）が現地で品物を輸入するときの関税を削減できれば・・・

- 輸入先のマーケットで価格を抑えて販売することができ、販売が増えるかも！
- その分受注量が増えるかも！
- 少し値上げできるかも！
- 輸入者が受けたメリットを少し還元してもらおうよう交渉できるかも！

利用シーン2 自社が生産した品物が、他の製品の部品や材料となって、海外に輸出されている

最終的な完成品について、買い手（輸入者）が支払うコストが安くなれば・・・

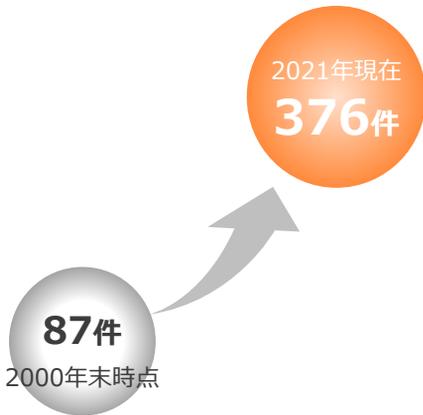
- 輸入先のマーケットでの価格を抑えることができ、現地品や他の海外製品に対する価格競争力がUPすることによって、製品の販売量が増えるかも！
- その分、供給する部品や材料の発注も増えるかも！



EPAを利用しないことによるデメリット

日本が締結するEPAは、現在20協定あります（2022年5月時点）。世界を見渡すと、約370*1もの協定が存在し、EPAの活用が、貿易取引において必須になってきていると言えます。

世界の発効済EPA等の推移



日本、中国、韓国、EUのEPA締結状況

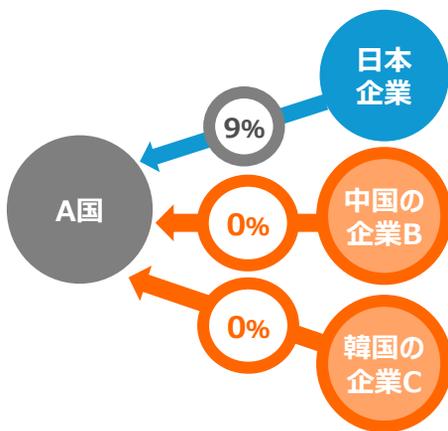
輸出先地域 輸出国	アセアン	オセアニア	EU	アメリカ	中南米
日本	●	●	●	▲ ※自動車・自動車部品は継続協議中	●
中国	●	●	中国EU 包括的投資協定 原則合意 21年1月	△	●
韓国	●	●	●	●	●
EU	●	△	△	△	●

*アセアンは加盟国の中のどこか1か国でも該当するかどうかで判断

*1 JETRO「世界のFTAデータベース」より、自由貿易協定、関税同盟、特惠貿易協定を含む条件にて件数カウント
<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist.html>

競合国でもEPA締結が進んでいる

日本だけがEPAを使わない場合、価格競争力の低下、供給量の減少、サプライチェーンを遡っての受注数減少というマイナスの結果に繋がる可能性があります。



日本だけEPAを使わないでいたら...

A国の輸入者にとって、

- ✓ 日本の商品は割高
- ✓ 中国・韓国の商品の方が割安

中国・韓国からの商品購入 =
日本産商品の受注数減
サプライチェーン全体への影響大

EPAを利用するには？

EPAを利用するには、輸入国税関に対して「**原産地証明書**」を提出する必要があります。

※“積送基準”を満たしていることが前提です



原産地証明書とは？

- **製品の原産国を証明する書類**
- 「**原産地証明書**」と呼ばれる書類は**3種類**ある

原産地
証明書

① EPAの原産地証明書

EPA協定が使える国に提出することで、関税を下げる役割がある原産地証明書

原産地
証明書

② 非特惠の原産地証明書

輸入国の法律・規則に基づく要請、契約や信用状で指定がある場合等に提出するもので、関税を下げる役割はない原産地証明書

原産地
証明書

③ 一般特惠関税の原産地証明書 (Form A)

開発途上国の経済発展の促進を目的として合意された制度を利用する際の原産地証明書
※日本は開発途上国ではないので、日本の原産品には適用されない

EPAにはこれが**必要**

EPAの原産地証明書はどうやって取得する？

- **まずは、品物が日本の原産品であることの証明を行います**
 - ・「原産品である」と判断するための基準は、協定と品物によって異なります
 - ・協定で定める基準を満たすことの確認が必要です
- **品物が日本の原産品であることの立証ができれば、協定で定める制度に従って原産地証明書を取得または作成します**
 - ・原則として、輸出者が取得します
 - ・取得方法は、利用協定によって異なりますが、主に以下の2パターンがあります

パターン	取得方法	協定で定める制度	制度の概要
①	日本商工会議所で発給してもらう	第三者証明制度	“第三者”として認定された日本商工会議所が、輸出品の原産性の審査を行い、原産地証明書を発給する制度
②	自社で作成	自己証明制度	日本商工会議所は介さずに、輸出者・生産者または輸入者自らが輸出品の原産性判定を行い、原産地証明書を作成する制度

EPA利用までの基本的な流れ

PHASE 1

輸出者

EPA利用メリットの確認

利用協定において、対象品がEPA利用のメリットがあるかどうかの確認を行い、必要に応じて社内の申請手続きを実施します。

メリットなし

メリットあり

PHASE 2

生産者

輸出者

日本の原産品であることの確認・立証

自社が日本で生産し、輸出する製品について、日本の原産品であるかどうかの立証を行い、必要な根拠書類を作成・用意します。

EPA利用 **×**

第三者証明制度の場合

自己証明制度の場合

日本商工会議所の判定
日本商工会議所に「判定依頼」を行い、承認を得ます。

承認

原産品

非原産品

PHASE 3

輸出者

第一種特定原産地証明書の入手

日本商工会議所に「発給申請」を行います。

原産品申告書の作成

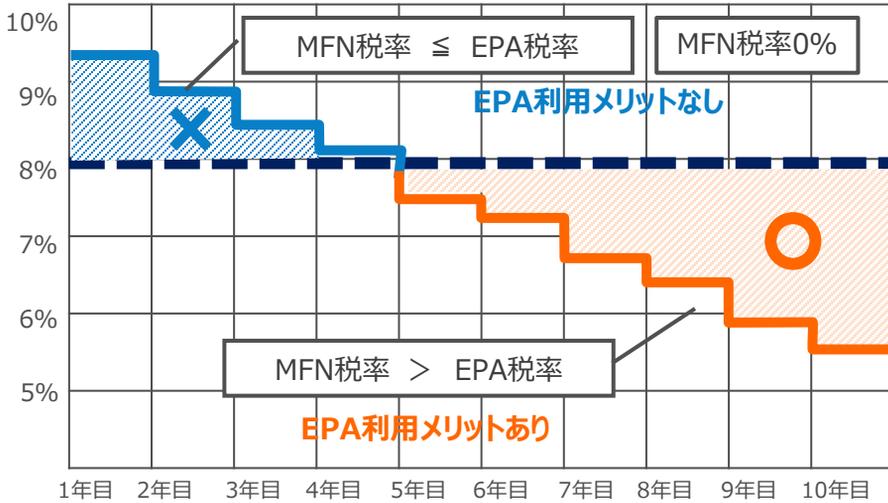
利用する協定の内容に従って準備をします。

PHASE 1

EPA利用メリットの確認

EPAを利用すれば、必ず関税が下がるとは限りません。EPA対象外の品目であるケースや、EPAによる減免対象品目であってもすぐに0%になるのではなく、段階的に関税率が引き下がっていくケースもあります。そのため、通常税率（MFN税率）とEPAを利用した場合の税率（減免税後の税率 = EPA税率）を比較して、EPAを利用するメリットがあるかどうかを確認する必要があります。

また、同じ仕向国でも複数協定が利用可能な場合もあります。この場合には、より低い税率を適用できる協定や、原産地規則を満たしやすい協定を確認して選択することが重要です。



標準フォーム1



ポイント

【標準フォーム1】に記入することで、EPA利用の判断をスムーズに進めることができます！

EPA利用確認シート		色分け		
1 記入日	2022年6月1日	■ 入力		
2 所属部署	A課業務	■ プルダウン選択		
3 担当者名	鈴木	■ 計算あり		
4 輸先先号	ベトナム	※国別税則にない場合は、EPA適用不可 (EU加盟国は「EU」を選択)		
5 輸出者	自社	※自社の場合は「自社」を記入		
6 輸入者	ABC Corporation			
7 品番	abcdef			
8 品名	123456			
9 HSコード (輸入変換)	8501102100	※輸入品において通関時に使用するHSコード (最終年次版) を記入		
10 HSコード (協定年次版 (6桁))	850110	※No. 9のHSコード、協定年次版のHSコードを記入 (上6桁)		
11 販売価格	50,000	※インボイス価格を記入 (確定していない場合は月単価格を記入)		
12 通貨	YEN (日本円)			
13 産地	EXW	※FOB、CIF等、インボイス産地を記入 (確定していない場合は予定産地を記入)		
14 主要工場	東京工場	※自社工場での生産品でない場合は、輸入先サプライヤー名を記入		
15 通常従税率 (MFN税率)	3%			
16 協定の種類	二国間	日アセアン	CPTPP	RCEP
17 利用可能協定	日ベトナム協定 HS2007	日アセアン協定 HS2002	CPTPP HS2012	RCEP HS2012
18 EPA税率	0%	2%	0%	0%
※利用可能協定の欄が「0」の場合は、EPA税率記入不可				
19 年税予想総売上	500	※一筆あたりの輸出の場合のみ、1筆の出荷数量		
20 年税総戻額	25,000,000			
21 利用協定	RCEP HS2012	※No. 17の通関料より、利用しない協定を選択		
22 通常税率適用税戻額	750,000			
23 EPA適用税戻額	0			
24 EPA適用による効果額	750,000	※効果額が「1」以上の場合は、EPA適用メリットあり		
25 切戻期満予定日	2022年6月30日	※予定がなければ記入		
26 EPA適用効果額の回収	輸入者の債引をなし	※「輸入者の債引をなし」、「グループ内で回収」、「プルダウン選択」を記入		

第三者証明制度の場合

利用する協定が第三者証明制度である場合には、日本商工会議所の発給システムより、原産地証明書の発給申請を行います。

自己証明制度の場合

利用する協定が自己証明制度である場合には、協定で定める形式の申告書を自社で作成します。

標準フォーム5 ※自己証明制度の場合

Origin Certification Document (Australia-Japan Economic Partnership Agreement)		Certification of Origin ⁽¹⁾ (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)		Declaration of Origin 原産地申告書 ⁽¹⁾ (Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的包括的経済連携協定)											
1. Exporter's or Producer's Name and Address		1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail (This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter.)		1. Unique reference number (発給管理番号)		3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address)		2. Indication code (in the case of approved exporter) (発給管理番号)							
2. Description of goods Description of goods including number and kind of packages, numbers on packages, weight (gross or net weight), quantity (unit) or other measurements (liters, m ³ , etc.) (m ³ and dwt), or sufficient details to identify the consignment.		2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail (This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If the state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain "Available upon request by the importing authorities.")		4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address) (発給管理番号)		4. Description of the goods, invoice number and date of invoice		5. HS Code (6-digit, HS2017)		6. Origin country of origin (発給管理番号)		7. RCEP country of origin (発給管理番号)		8. Quantity and value FOB when the goods are applied (発給管理番号)	
3. Other (any other applicable origin criteria or other indication)		3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail (This field can be left blank if importer is unknown.)		5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address)		6. Description of the goods, invoice number and date of invoice		7. HS Code (6-digit, HS2017)		8. Origin country of origin (発給管理番号)		9. RCEP country of origin (発給管理番号)		10. Quantity and value FOB when the goods are applied (発給管理番号)	
4. Description of goods 1. Description of goods 2. Invoice number(s) (in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)		4. Description of goods 1. Description of goods 2. Invoice number(s) (in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)		6. Description of the goods, invoice number and date of invoice		7. HS Code (6-digit, HS2017)		8. Origin country of origin (発給管理番号)		9. RCEP country of origin (発給管理番号)		10. Quantity and value FOB when the goods are applied (発給管理番号)		11. Remarks (その他の記述事項)	
5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)		5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)		7. Blanket Period (If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of time.)		8. Description of the goods, invoice number and date of invoice		9. HS Code (6-digit, HS2017)		10. Origin country of origin (発給管理番号)		11. RCEP country of origin (発給管理番号)		12. Information on original Proof of Origin (発給管理番号)	
6. Certification I, the undersigned, declare that the goods described in Box 2 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership Agreement.		6. Certification I, the undersigned, declare that the goods described in Box 2 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership Agreement.		8. Other (any other applicable origin criterion or other indication)		9. Certification I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations as present upon request or to make available during a verification visit, documentation or certification.		10. HS Code (6-digit, HS2017)		11. RCEP country of origin (発給管理番号)		12. Quantity and value FOB when the goods are applied (発給管理番号)		13. The undersigned hereby certifies that the Origin stated in this document is true and accurate. These goods are approved for export.	
Date		Date		9. Certification I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations as present upon request or to make available during a verification visit, documentation or certification.		11. Remarks (その他の記述事項)		12. Information on original Proof of Origin (発給管理番号)		13. The undersigned hereby certifies that the Origin stated in this document is true and accurate. These goods are approved for export.		14. Date of Declaration (発給管理番号)		15. Name of the certifying person (発給管理番号)	
Name		Name		10. HS Code (6-digit, HS2017)		11. RCEP country of origin (発給管理番号)		12. Quantity and value FOB when the goods are applied (発給管理番号)		13. The undersigned hereby certifies that the Origin stated in this document is true and accurate. These goods are approved for export.		14. Date of Declaration (発給管理番号)		15. Name of the certifying person (発給管理番号)	
Address		Address		11. Remarks (その他の記述事項)		12. Information on original Proof of Origin (発給管理番号)		13. The undersigned hereby certifies that the Origin stated in this document is true and accurate. These goods are approved for export.		14. Date of Declaration (発給管理番号)		15. Name of the certifying person (発給管理番号)		16. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)	
Please tick a box to indicate who has completed this origin certification: <input type="checkbox"/> Importer <input type="checkbox"/> Exporter <input type="checkbox"/> Producer		Please tick a box to indicate who has completed this origin certification: <input type="checkbox"/> Importer <input type="checkbox"/> Exporter <input type="checkbox"/> Producer		12. Information on original Proof of Origin (発給管理番号)		13. The undersigned hereby certifies that the Origin stated in this document is true and accurate. These goods are approved for export.		14. Date of Declaration (発給管理番号)		15. Name of the certifying person (発給管理番号)		16. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		17. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)	
Date		Date		13. The undersigned hereby certifies that the Origin stated in this document is true and accurate. These goods are approved for export.		14. Date of Declaration (発給管理番号)		15. Name of the certifying person (発給管理番号)		16. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		17. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		18. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)	
Name		Name		14. Date of Declaration (発給管理番号)		15. Name of the certifying person (発給管理番号)		16. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		17. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		18. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		19. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)	
Address		Address		15. Name of the certifying person (発給管理番号)		16. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		17. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		18. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		19. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		20. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)	
Please tick a box to indicate who has completed this origin certification: <input type="checkbox"/> Importer <input type="checkbox"/> Exporter <input type="checkbox"/> Producer		Please tick a box to indicate who has completed this origin certification: <input type="checkbox"/> Importer <input type="checkbox"/> Exporter <input type="checkbox"/> Producer		16. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		17. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		18. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		19. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		20. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)		21. Name of the issuer of the certifying person (発給管理番号)	

本マニュアルについて

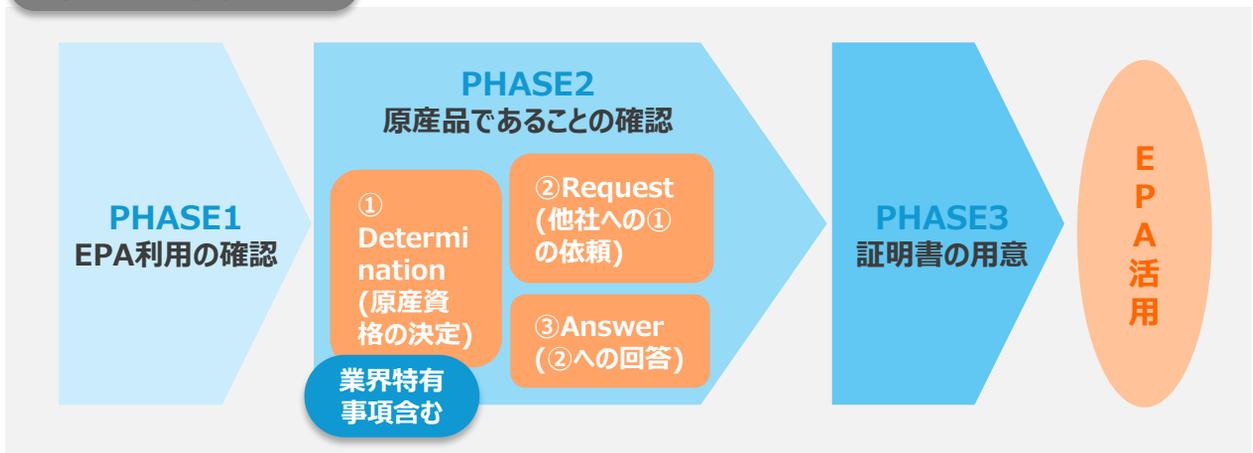
「EPA原産資格調査に関する運用マニュアル」は、概要編（本冊子）と、実務編（業界別の冊子）から構成されています。

概要編は、EPA初心者の方や、企業の管理層の方にEPAのメリットを理解していただくことを目的に、実務編は、各業界別の実務担当者の方が、実際にEPA業務を行う際のガイドとして参照いただくことを目的に、EPA利用までの標準的な業務フローと、業界特有の標準的な論点等を明記しています。

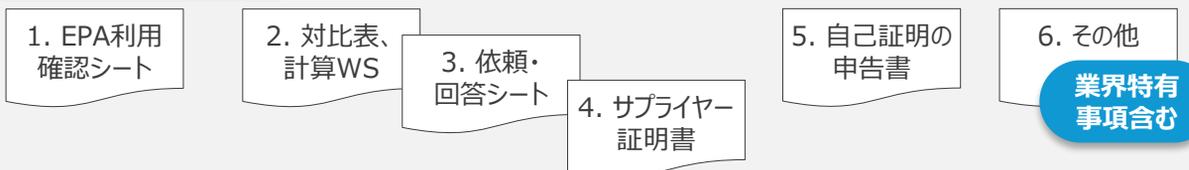
種類	対象者	目的	特徴	業界	冊子
概要編	経営層 ・ 実務担当者	EPAとは、EPAのメリットを理解する	業界を問わず、最低限知っておきたい基礎知識と、EPA業務において企業が課題認識すべき事項を記載	共通	-
実務編	実務担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・EPA利用までの基本的な作業手順を理解する ・社内におけるEPA業務フローの構築について検討する 	EPAを利用するまでに必要な業務を、各業界の製品特性、並びにサプライチェーン上の役割を踏まえて、必要な事項に絞って記載	鉄鋼	<div style="display: inline-block; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">商社編</div> <div style="display: inline-block; background-color: #FF8C00; color: white; padding: 2px;">生産者編</div>
				繊維	<div style="display: inline-block; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">輸出者編</div> <div style="display: inline-block; background-color: #FF8C00; color: white; padding: 2px;">生産者編</div>
				紙類	<div style="display: inline-block; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">輸出者編</div> <div style="display: inline-block; background-color: #FF8C00; color: white; padding: 2px;">生産者編</div>
				印刷機械	<div style="display: inline-block; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">輸出者兼生産者編</div> <div style="display: inline-block; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">輸出者編</div> <div style="display: inline-block; background-color: #FF8C00; color: white; padding: 2px;">生産者編</div>

実務編（業界別）の主な構成

業界横断標準フロー



業界横断標準フォーム



EPAを活用する上での各企業における課題

P5の通り、EPAの活用はいわば貿易取引において必須事項となりつつあります。そこで、各企業では、EPAの活用を全社的な方針として、戦略的に活用していくことが求められています。

しかしながら、EPAを活用するためには、専門知識の習得、社内での情報収集、取引先への協力依頼等、対応すべき事項が多岐にわたります。そのため、EPAのメリットは理解しながらも、活用しきれていないケースが多々存在しています。本マニュアルでは、各企業が戦略的にEPAを活用していくにあたり、その実現を困難にしている要因を整理し、対応すべきポイントについて紹介します。

■ 各企業のEPA利活用を阻害する3つの壁

- ① 知識の壁
- ② 社内の壁
- ③ 協力企業の壁



知識の壁とは

- ・「EPA」と調べてみたら、情報サイトやマニュアルがたくさんあり、どれを見たらいいかわからない
- ・社内で見つかる人がおらず、誰にも相談できずに困っている
- ・専門用語が多くて都度調べることが負担だ
- ・判定基準を見たが、難しい書き方で意味が分からず、どれを選択すればよいか見当がつかない…

そもそもEPAって何だろう…



社内の壁とは

- ・他部署に協力を依頼しようとしたが、理解を得るための説明ができない
- ・上司にEPA業務について業務内容の確認や理解を求めたいが、状況が整理できていない
- ・他部署依頼をしたが、後回しにされてしまい、なかなか回答を得られない…
- ・対応できる人員が足りない

経理



協力企業の壁とは

- ・協力企業に依頼しようとしたが、理解や協力を得るための説明ができない
- ・情報開示ができないという理由で協力企業からFTAへの協力を断られた
- ・提出された書類の内容が正しい手続きに沿って行われているか不安が残る
- ・協力企業側も他の顧客から依頼があるようで、電話やメールでの様々な依頼に困惑している



サプライヤーは協力してくれるだろうか…

3つの壁を超えるために、各企業が取り組むべきポイント

知識

① EPA担当者の決定

EPA業務は、取引先から依頼された担当者が個別に対応しているケースがあります。この場合、EPAの知識習得や、業務が個人の力量任せになることとなり、会社としての知識の蓄積がされず、また、コンプライアンスが遵守されないリスクが高くなることも考えられます。まずは、社内でEPA業務を行う担当者を決めることが、知識の壁を超えることに繋がります。

社内

② 社内の業務フローの構築

EPA業務は、多くの場合社内の複数の部署にまたがって情報収集等を行う必要があり、多くの場合、1部署では完結しない業務となります。そのため、社内連携できる業務フローを構築しておくことで、いざEPAを利用する場面が発生した際に、スムーズな対応が実現します。また、EPA業務に関するシステムを導入することで、効率性のアップや社内フローの安定化を図ることも可能となります。

協力会社

③ 会社としての依頼の実施

最後の砦は、サプライヤーの協力を得ることです。各協定で定める「原産品」のルールを満たすことを確認するためには、サプライチェーンを遡り、製品の部品や材料のサプライヤーにも、証明作業を依頼しなければならないケースがあります。これが困難であるか否かは、サプライチェーンの長さや、扱う製品の種類によっても異なりますが、依頼を受ける側としては、EPAの直接のメリットがないのになぜ協力をしなければならないのかが分らず、また、煩雑な手続きに負担を感じるというのが一般的と言えます。

各企業としては、担当者レベルでの依頼ではなく、会社としてのEPA活用の方針を伝えた上で、依頼をすることが、サプライヤーからの理解と協力を得ることに繋がります。

Oh! 壁を越えた先の応用編

① EPA利用検討のタイミングを、新たな受注・生産開始前の見積もり段階からスタート！



効果

- ・生産初期段階のEPA利用漏れの回避（量産品のケース）
- ・EPAによる関税削減額を加味した見積価格を提示することによる、販売先へのコストメリットの提示と、これによる受注可能性の拡大
- ・EPA作業にかかるコストの計上漏れの回避
- ・EPAの原産資格調査の実施に協力できるサプライヤーを選定する等、確実にEPAを利用するためのサプライチェーンの構築の実現

② 関税支払い+移転価格を考慮した価格の決定



効果

- ・グローバル企業にとっての大きな課題となり得る「移転価格」問題からの追徴課税のリスク回避
- ・罰則を受けることによるレピュテーションリスクの回避

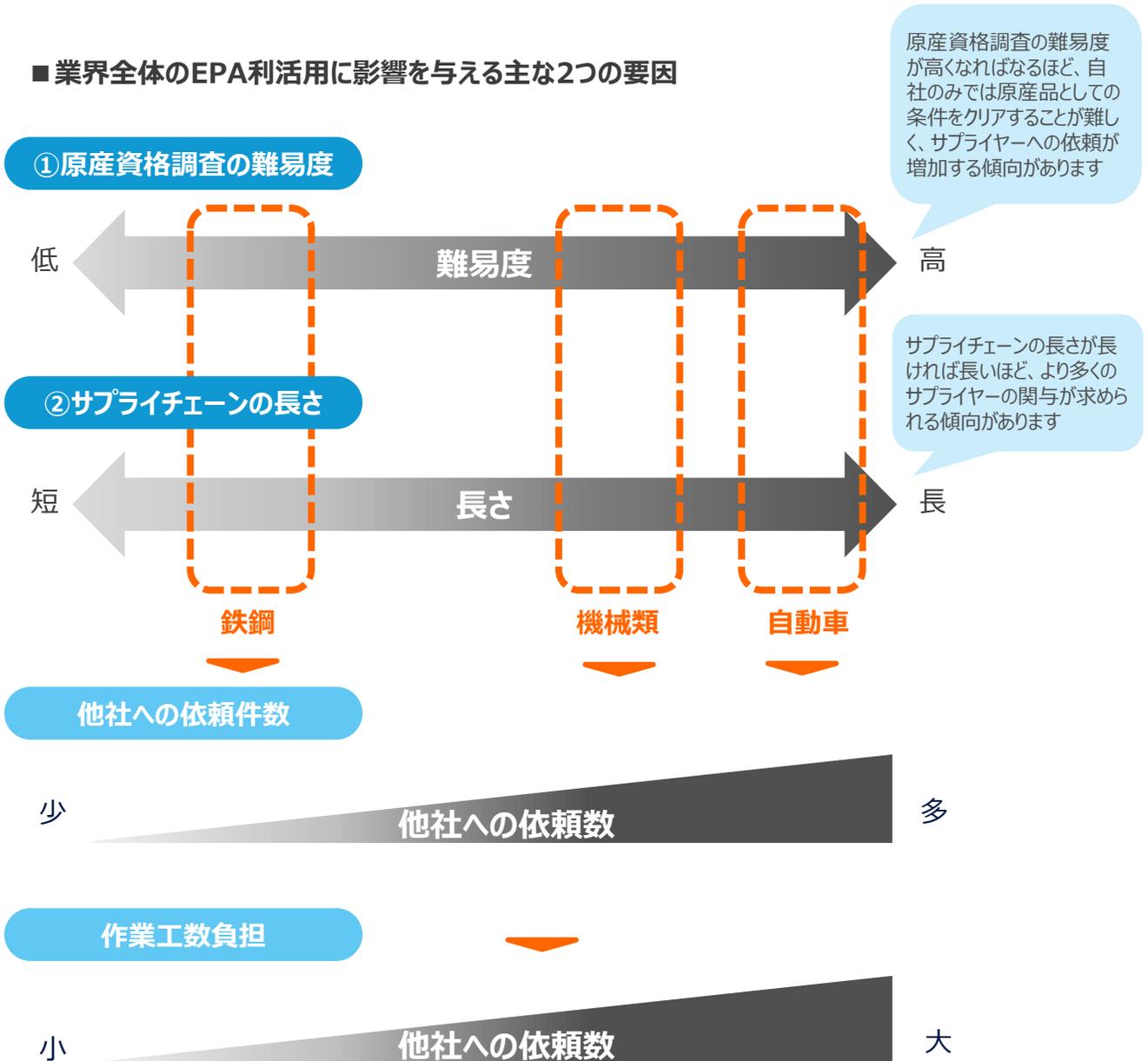
EPAを活用する上での業界全体における課題

各企業の取り組みを後押しするために、各業界、さらには業界横断で取り組むべき点もあります。その最たるものが、「協力企業の壁」を超えるための、標準の策定です。

前述の通り、協力企業の壁の厚さは、業界により異なります。例えば、自動車を製造するためには、何万点もの部品が必要となり、EPAにおける原産地証明も、何十社にも及ぶサプライヤーへの協力依頼が必要不可欠となります。一方で、鉄鋼製品は材料から製品までのサプライチェーンが短く、また、長年決まったサプライヤーと取引しているケースが多いため、協力依頼はそれほど負担とはなりません。

このように、協力会社の壁は、産業構造によっても大きく異なることとなります。

■ 業界全体のEPA利活用に影響を与える主な2つの要因

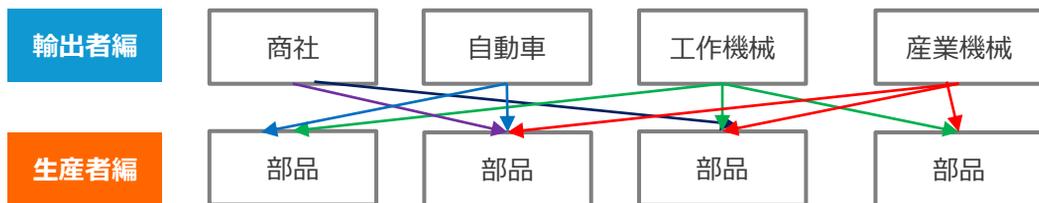


EPA活用の利便性向上に向けた、業界横断での取り組み

しかしながら、各企業において、サプライヤーの協力を得るための対応に注力することは負担となるとともに、依頼を受ける側のサプライヤーにとっても、得意先により異なる対応が要求されることとなるため、工数増加に繋がり、ひいては業界全体としての利活用が阻害される要因ともなり得ます。

加えて、業界の壁を越えて、商取引が行われるため、業界だけでなく、業界横断的な標準化の促進がEPAの利活用を促進する上で、輸出者側、生産者側双方の負担を軽減するために、大変重要な意義があるといえます。

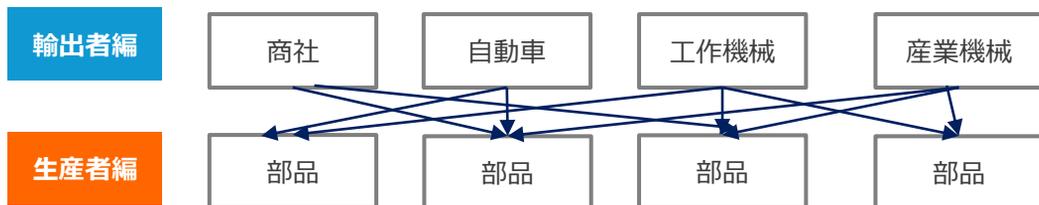
業界横断での標準項目が整理されていないと・・・



複数社から依頼のある場合に、
複数のパターンでの対応が必要

=> 利活用阻害

業界横断での標準項目が整理されていると・・・



業界で標準項目が統一されているため、
1つのパターンでの対応可能

=> 利活用促進！

EPAを利用する上での注意事項

EPAの利用について、各事業者がルールを順守していることを確認するために、当局による調査が実施されることがあります。その結果、EPAを活用する上でのルールが守られていないことが発覚した場合、減免された関税の追徴・罰則の対象となる可能性があります。このため、各EPAのルールに則った運用を行うことが非常に重要です。

輸出者

- 国内法令(※)による罰則
- 輸入国税関からの
 - ✓ 他の原産地証明の検認
 - ✓ 以後の審査の厳格化
- 輸入者からの損害賠償請求
- 消費者が持つ信用・ブランド力の毀損等が生じる可能性あり

輸入者

- 輸入国税関から
 - ✓ 免除されていた関税差額
 - ✓ 延滞税
 - ✓ 罰金
- を課される可能性あり

※経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 (第三者証明制度)

※経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律 (自己証明制度)

違反行為の内容	該当条文	罰金額
虚偽の申請者	第36条	30万円以下
原産品でなかったこと の通知義務違反	第37条	30万円以下

違反行為の内容	該当条文	罰金額
虚偽の記載又は記録をした特定原産品申告書を交付し、又は提供した者	第11条	50万円以下
虚偽の記載又は記録をした特定原産品誓約書を交付し、又は提供した者 (日オーストラリア協定のみ)	第11条	50万円以下

当局による調査の代表的なものとして、全ての協定で採用されている「事後確認（検認）」があります。事後確認では、輸入国当局が、輸出者・生産者に対して原産性の根拠を確認します。

事後確認には、輸入国当局と事業者との間に日本の当局が介在する「間接検認」と、事業者自らが輸入国当局と直接やり取りをしなければならない「直接検認」があります。

間接検認



直接検認



EPA/FTA 活用について

経済産業省委託事業

 EPA相談デスク

メール相談・対面相談

※回答：電話orメール

 JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

電話相談



※回答：原則メール

企業登録や発給システムについて

 日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

 株式会社東京共同トレード・コンプライアンス

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル

<https://jaftas.jp/>

当資料は、当社が信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当社は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当社に属しますので、当社の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。